

議案第 40 号

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例

橋本市職員定数条例(平成18年橋本市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 消防職員 <u>76人</u> (5)～(10) 略</p>	<p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 消防職員 <u>75人</u> (5)～(10) 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。